

答 申 第 1 1 号

平成21年2月13日

千葉市長 鶴岡 啓一様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 稲垣 総一郎

通信回線による電子計算機の結合について（答申）

平成21年1月28日付け20千保保第3142号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

千葉県が整備した医療情報提供システムにより、千葉市で管理している医療施設、薬局等に関する個人情報を、千葉県、船橋市、柏市と電子計算機の結合を行い提供することについて

2 諮問に対する意見

千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号）第10条第3項の規定に照らし、慎重に審議した結果、千葉県が整備した医療情報提供システムにより、千葉市で管理している医療施設、薬局等に関する個人情報を、千葉県、船橋市、柏市と電子計算機の結合を行い提供することは、公益上の必要があり、また、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認められる。